

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社シルバーメディカルサービス 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-8-8 1001
2 研修事業の名称	介護職員初任者研修(通学)シルバーメディカルスクール
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学)
4 開講の目的	介護の現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を養成し、介護人材の確保に貢献することを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 松村 利香 研修コーディネーター 吉田 政美 研修担当部署 本社総務グループ業務サポートセンター研修チーム 研修担当者 小島 明美 事務所：横浜市港北区新横浜 3-8-8 1001 電話番号：045-478-0590
6 受講対象者(受講資格)及び定員	満18歳以上で介護・福祉の仕事への就業を希望している者 家族介護や現在の業務等で介護の知識や技術が必要であると感じている意欲のある者 定員12名 通学形式
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	受講者は一般公募する。開講日の概ね1ヶ月前より募集開始し、自社のホームページ、新聞折込チラシに募集広告を掲載する。 受講希望者に受講案内(研修案内・学則・カリキュラム)と申込書を送付する。受講希望者は申込書の提出(郵送可)により手続を行う。 申込多数の場合は、申込書の先着順とする。 本人確認は研修初日までにマイナンバーカード、運転免許証、パスポートほか公的証明書の原本を確認して行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	105,000円(消費税別) (内訳)・受講料100,000円・テキスト代5,000円
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	
11 研修会場 (名称及び所在地)	1. 株式会社シルバーメディカルサービス本社(横浜市港北区新横浜3-8-8-1001) 2. 寿サービスセンター綱島(横浜市港北区綱島西2-16-1ラ・フォン1階)
12 使用テキスト (副教材も含む)	中央法規 介護職員初任者研修テキスト 第1巻 第2巻

<p>13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)</p>	<p>1. 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行なう。 チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行ない、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。Cの者は別費用で補講と技術習熟度評価を行い合格レベルに達成するまで指導する。</p> <p>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習</p> <p>(評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる。 B：基本的な介護（介助）が概ねできる。 C：技術が不十分 D：全くできない</p> <p>2. 全科目の終了時に1時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準によりC以上の者は、評価基準を満たしたものと認定する。 A：90点以上 B：80点以上89点以下 C：70点以上79点以下 D：70点未満</p> <p>3. 通学のカリキュラムを全て出席し、上記の1及び2において認定基準を超えている受講者に対して、修了証明書を発行する。 (修了評価の試験において基準以下の時の取扱い) 担当講師による補講のうえ、再試験を実施する。なお補講の受講料及び再試験受験料は受講者の負担とする。 補講の受講料：2,000円（消費税別） 再試験受験料：2,000円（消費税別） 再試験の評価基準は上記2の通りとし、C以上の者は、評価基準を満たしたものと認定する。</p>
<p>14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)</p>	<p>理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻及び早退は欠席扱いとする。 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。 補講の実施は、原則として当社において個別に行う。期間は8か月以内とするが病気などのやむを得ない理由に該当する場合は1年6か月以内とする。なお振替の受講料は受講者の負担とする。 振替の受講料：1科目につき2,000円（消費税別）</p>
<p>15 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>実習先として認められている施設又は事業所において、過去3年間に1年以上（業務従事期間が365日以上かつ通算180日以上）の介護等の業務に従事の実務経験がある者について、実習を免除する。ただし、経験していない項目がある場合は受講を義務付ける。 但し、受講料は減免しない。</p>

<p>16 解約条件及び返金の有無</p>	<p>1. 受講者からの解約 開講日の14日前までの解約は、受講者が支払った受講料及びテキスト代の全額を返金する。 開講後の研修期間中の途中解約（退講）の場合、受講者が既に支払った受講料及びテキスト代の返金はしない。</p> <p>2. 当社からの解約 本学則20により、当社が受講者を退講（解約）処分とした場合、受講者が既に支払った受講料及びテキスト代の返金はしない。</p> <p>当社の事情等により研修の開催が中止になった場合、その研修期間中の途中解約であっても、受講者が支払った受講料及びテキスト代の全額を返金する。天変事変等による開催の中止についても同様とする。</p>
<p>17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>当社ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 http://www.sms-kotobuki.co.jp</p> <p>1. 研修期間情報 法人情報・研修期間情報 2. 研修事業情報 研修の概要・課程責任者 研修カリキュラム・修了評価 3. 実習施設 4. 講師情報 5. 実績情報 6. 連絡先等 7. 質を向上させるための取り組み</p>
<p>18 受講者の個人情報の取り扱い</p>	<p>受講者の個人情報は、この研修の円滑な運用のために限り利用し、その他の目的での利用は一切行わない。 この研修の修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により神奈川県に提出する。</p>
<p>19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>修了証明書を亡失又はき損した場合、受講生本人の申請により再交付する。 再交付手数料：2,000円（消費税別）</p>
<p>20 その他研修実施に係る留意事項</p>	<p>1. 退講処分について 以下の場合は退講処分とする。 ・受講者の学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるとき ・研修の秩序を乱し、他の受講者の授業を妨げる行為を行ったとき ・その他、反社会的勢力であるなど受講者として相応しくないとき</p> <p>2. 受講者の守秘義務 受講者は、本研修を通して知り得た個人に関する情報を、正当な理由なく他に漏らすことや、自己又は第三者のため利用してはならない。</p>